

(別紙)

指定区間サービス基準

整理番号	指定区間名		サービス基準					
	指定区間名	二地点間	運航日程	運航時刻		各運航ごとの最低輸送能力		
				運航回数往復／日	始発着 終発	旅客 (人)	乗用車 (台)	貨物 (m ³)
181	地島	地島漁港と鐘先漁港又は神湊漁港との間	毎日	4 往復／日	07:30以前 18:00以降	30	—	—
			1月1日、2日、3日及び使用船舶の定期的整備・検査に要する期間は この限りではない。					
182	福岡大島	大島漁港又は大島港と神湊漁港との間	毎日	6 往復／日 内自動車航 送 4 以上	07:30以前 18:00以降	120	10	—
			1月1日、2日、3日及び使用船舶の定期的整備・検査に要する期間は この限りではない。					